

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度	
	中期目標期間	平成25～29年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	道路局	担当課、責任者	総務課高速道路経営管理室 安岡 義敏
法人所管部局	鉄道局	担当課、責任者	鉄道事業課 大野 達
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 山田 輝希

3. 評価の実施に関する事項			
平成27年7月15日 高速道路機構理事長、理事長代理、理事及び監事出席のもと、「日本高速道路保有・債務返済機構の平成26年度業務実績に関する意見交換会」を開催し、機構の平成26年度業務実績及び自己評価についてヒアリングを行った。			
また、同意見交換会において、国土交通省所管独立行政法人の評価等に関する外部有識者より平成26年度業務実績評価案について意見を聴取した。			

4. その他評価に関する重要事項			
特になし			

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
		A (旧評価制度 における評定)	—	—	—
評定に至った理由	国土交通省独立行政法人評価実施要領に基づき項目別評定の算術平均を行ったところ、B評定となった。また、全体の評価に影響を与える事象もなかったため、算術平均結果のB評定を総合評定とした。				
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	<p>全ての項目において、年度計画における所期の目標を達成しており、特に資金調達の多様化及び平成27年3月末の主たる事務所の移転に関しては下記の通り努力が払われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広いIR活動を通じて新たな投資需要を掘り起こし、初のローン方式による資金調達の導入など資金調達の多様化を推進するとともに、今後の金利上昇リスク軽減の観点から調達全体に占める超長期年限の割合を高めつつ(H25 18%→H26 30%)、平均調達利回りのさらなる引下げ(H25 0.87%→H26 0.77%)を実現した。 閣議決定された平成27年3月末までに主たる事務所を横浜へ移転しただけでなく、賃料等を年間7,300万円削減しつつ従前の事務所より防災性能の向上を図った。 				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための助成制度については、高速道路会社がより活用しやすい制度となるよう、制度の今後のあり方について検討を行う必要がある。				
その他改善事項	該当なし				
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし				
4. その他事項					
監事等からの意見	特になし				
その他特記事項	<p>(外部有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度以降、「積極的な情報公開」や「人事に関する計画」などについては項目を細分化せず、一つにまとめて評価を行ってもよいのではないか。 				

様式1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度		
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 組織運営の効率化	A	B				I-1	
2 一般管理費の縮減	A	B				I-2	
3 入札及び契約の適正化の推進	A	B				I-3	
4 積極的な情報公開	/	/	/	/	/		
① 財務内容の公開	A	B				I-4-①	
② 資産の保有及び貸付状況の公開	A	B				I-4-②	
③ 債務の返済状況の公開	A	B				I-4-③	
④ 債務返済の見通しの根拠の公開	A	B				I-4-④	
⑤ 費用の縮減状況等の公開	A	B				I-4-⑤	
⑥ 評価及び監査に関する事項	A	B				I-4-⑥	
⑦ ホームページ等の充実	S	B				I-4-⑦	
⑧ 業務パンフレット等による広報	A	B				I-4-⑧	
5 業務評価の実施	A	B				I-5	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産	/	/	/	/	/		

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度		
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	-	-				-	対象事業無し
8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	A	B				II-7	
9 業務遂行に当たっての取組	/	/	/	/	/		
① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進	A	B				II-8-①	
② 高速道路事業の総合的なコストの縮減	A	B				II-8-②	
③ 高速道路の利用促進	A	B				II-8-③	
④ 調査・研究の実施	A	B				II-8-④	
⑤ 環境への配慮	A	B				II-8-⑤	
⑥ 危機管理	A	B				II-8-⑥	
III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画							
1 財務体质の強化	A	B				III-1	
2 予算	A	B					
3 収支計画						III-2	
4 資金計画							
IV 短期借入金の限度額							
	-	-				IV	短期借り入れ実績無し
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の							
	A	B				V	

の適切な保有及び貸付け						
① 道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施	A	B			II-1-①	
② 国及び会社と一体となつた高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上	A	B			II-1-②	
③ 会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定	A	B			II-1-③	
2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済						
① 会社との協定の締結	A	B			II-2-①	
② 貸付料	A					
③ 必要に応じた協定変更	A					
④ 適切な債務残高管理	A					II-2-②
⑤ 会社からの債務引き継ぎ	A	B			II-2-③	
⑥ SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化	A	B			II-2-④	
⑦ 資金調達の多様化	S	A			II-2-⑤	
3 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け	A	B			II-3	
4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	—	—			II-4	補助金の交付無し
5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	S	B			II-5	
6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務	S	B			II-6	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

H25 年度の評価は旧制度における評定区分 (SS、S、A、B、C の 5 段階評定。A が標準) による。

処分に関する計画							
VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—				—	該当なし
VII 剰余金の使途	—	—				—	該当なし
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設及び設備に関する計画	—	—				—	該当なし
2 業務の実施について	A	B				VI-1	
3 人事に関する計画							
① 方針	A	B				VI-2-①	
② 人員に関する指標	A	B				VI-2-②	
③ 人件費に関する指標	A	B				VI-2-③	
4 主たる事務所の移転	A	A				VI-3	
5 内部統制について	A	B				VI-4	
6 機構法第 21 条第 3 項に規定する積立金の使途	A	B				VI-5	

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－1	1 組織運営の効率化							
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー		一				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。	効率的な業務運営を行うために機動的な組織運営を図り、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応する。このため、組織の運営について、以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。 ① 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備 ② 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備	必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 組織運営の効率化 <評価の視点> 業務運営が必要最小限の組織で効果的、効率的に行われているか	<主要な業務実績> 1) 各担当部の業務執行に当たり、各部門間の連絡会議や機構掲示板の活用等を通じて情報の共有化を図り、業務運営の円滑化を図るとともに、債務管理、資産管理、危機管理等の横断的業務に関して、4部が連携して取り組み、業務の効率的な運営に努めた。 2) 関西業務部の業務について、引き続き理事長代理が定期的に関西業務部へ出張し、集中的に業務を行うことにより、業務運営の効率化を図った。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 必要最小限の組織により効率的に業務を運営していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、必要最小限の組織による効率的な組織運営に努める必要がある。 <その他事項> 特になし

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－2	一般管理費の縮減							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（実績値）(千円)	中期目標期間の最終年度 441,800	465,053	425,444	410,841	—	—	—	
上記削減率(%)	平成 24 年度に比べ、中期目標期間最終年度までに 5% 以上削減。	—	8.5%	11.7%	—	—	—	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費（人件費及び特殊要因除く。）については、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 5% 以上の削減すること。	外部委託、集約化、IT の活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 5% 以上の削減を行う。	外部委託、集約化、IT の活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成 24 年度に比べ、2% 以上の削減を行っている。	<主な定量的指標> 一般管理費削減率 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 実績額が平成 24 年度に比べ、2% 以上の削減となっているか	<主要な業務実績> ・一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）については、コピーライタの削減や、官報公告掲載内容の見直し等に加え、調査委託業務の発注の見直しの結果、H24 年度に比べ 2% 以上削減とした目標を上回る削減（11.7%）となった。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成 24 年度に比べ 2% 以上の削減を行うとした年度計画における所期の目標を達成していることから、B 評定とした。 (11.7%。調査委託業務の発注見直し分を除いても 4.4%。) <今後の課題> 中期目標に掲げる、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 5% 以上の削減をするという目標達成に向けて、引き続き一般管理費の削減に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし		
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－3	3 入札及び契約の適正化の推進							
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	一					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価				
契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表すること。	契約について、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。	契約について、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表している。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 競争性のない随意契約の見直し及び一般競争入札等の点検・検証の取組状況並びにその公表の状況 <評価の視点> 競争性のない随意契約の見直しを行っているか。一般競争入札等について、真に競争性が確保されているか。その取組状況を公表しているか。	<主要な業務実績> 1) 引き続き、契約手続に当たっては、競争性を確保するため、入札・契約手続運営委員会等において、契約方式、競争参加資格、随意契約の場合はその理由等に係る審議を経て、随意契約とすることが真にやむを得ないもの(12件)を除き一般競争入札等(一般競争入札68件、企画競争3件、確認公募3件)を実施した。 2) 一般競争入札等については、明確な仕様書等の作成、入札参加要件の緩和等により、一層の競争性の確保に努め、「内部統制委員会」及び、	<評定と根拠> 評定:B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 契約監視委員会及び内部統制委員会において、競争性のない随意契約が真にやむを得ないものであるか、一者応札・一者応募案件についての競争性確保策について点検・検証されており、またこれらの取組状況をホームページで公表していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、各種調達における競争性確保に取組み、その取組状況について公表していく必要がある。 <その他事項> (外部有識者意見) ・今後は、契約全体の中で一般競争を行った比率など定量的な指標を示すことができるものについては、積極的に用いて評価を行って頂きたい。			

				外部有識者及び監事による「契約監視委員会」において、「競争性のない随意契約」が真にやむを得ないものであるか、「一者応札・一者応募となった契約」について競争性の確保を目指す方策が執られているか等の点検・検証を行ったところ、全ての契約について特段の指摘・問題はなかった。また、契約監視委員会の審議の結果については機構HPで公表した。(12月)	
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

競争性のない随意契約について、見直し計画に対し金額増（横浜市への事務所移転に伴う業務関係）となったが、件数は減となった。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4－①	4 積極的な情報公開 ① 財務内容の公開							
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	一					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
<p>機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促すこと。</p> <p>また、機構の業務運営や高速道路</p>	<p>財務情報の透明性の確保を図るため、財務諸表等を積極的に公開する。その際、セグメント情報もホームページに掲載する。また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p> <p>また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p>財務諸表等を公開する。その際、セグメント情報もホームページに掲載する。</p> <p>また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 財務内容等の公表状況</p> <p><評価の視点> 財務内容等をホームページ等で、積極的に公開しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 平成 25 年度の財務諸表等並びに債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況、建設・維持・管理の状況、道路資産の保有及び貸付状況を内容とする高速道路事業関連情報について、記者発表を行うとともに、ホームページに掲載し(8月)、ファクトブックに記載した(11月)。また、財務諸表については、官報にて公告した(10月)。</p> <p>2) 平成 25 年度のセグメント情報については、全国路線網、地域路線網(3 路線網)及び一の路線(5 路線)ごとに公表し、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : B</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>財務諸表等を適切に公開しており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>引き続き、財務諸表等の公開に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>		

事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。			<p>かつ、全国路線網については、会社別の情報も併せて公開した。また、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、全社の高速道路関連の情報を一覧形式で分かりやすくホームページに掲載し（8月）、ファクトブックに記載した（11月）。</p> <p>3) 財投機関債を発行する都度、債券説明書をホームページに掲載した。また、同説明書が融資判断に資する情報としても活用されるよう、ホームページを改善し、民間借入金の貸付金融機関が容易にアクセスできるようにした。（2月）</p>		
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4－②	4 積極的な情報公開 ② 資産の保有及び貸付状況の公開							
当該項目の重要度、難易度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー	－				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
I－4－①と同じ	高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況（保有及び貸付延長、貸付先、貸付期間等）をホームページに掲載する。	ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 道路資産の保有及び貸付け状況の確実な更新 <評価の視点> ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付け状況」が随時更新されているか	<主要な業務実績> ・ホームページで公開している路線網ごと及び会社ごとの保有及び貸付延長を記載した「道路資産の保有及び貸付状況（総括表）」並びに路線ごとの延長、貸付先、貸付期間等を記載した「道路資産の保有及び貸付状況（路線別）」について、随時更新した。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 道路資産の保有及び貸付状況につきホームページで公開している情報を随時更新しており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、道路資産の保有及び貸付状況につきホームページで公開している情報を随時更新していく必要がある。 <その他事項> 特になし	B	
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4－③	4 積極的な情報公開 ③ 債務の返済状況の公開							
当該項目の重要度、難易度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー	－				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
I－4－①と同じ	債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。	機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、決算時において、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 債務の返済状況の公表状況 <評価の視点> 債務返済の計画と実績の対比等の情報、機構及び高速道路事業全体の債務の返済状況が適時適切に公表されているか	<主要な業務実績> 1) 平成 25 年度の機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、機構及び会社の収入、支出、引受け債務（引渡し債務）及び債務残高等の項目の内訳を含め、計画額、実績額及びその差額、さらに差異の根拠、分析等の説明をしてわかりやすく公表した。（8 月） 2) 平成 25 年度における会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表した。（8 月）	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 債務返済の計画と実績の対比等について、差異の根拠、分析等の説明を付した上で公表しており、また、高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、債務返済の計画と実績の対比等の情報や高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況の公表に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4－④	4 積極的な情報公開 ④ 債務返済の見通しの根拠の公開							
当該項目の重要度、難易度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー	－				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
I－4－①と同じ	協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。	債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 債務返済の見通しに関する根拠の公表状況 <評価の視点> 債務返済の見通しに関する根拠が公表されているか	<主要な業務実績> ・ II-2-①に記載した会社との協定の見直しに併せて、業務実施計画の見直しを行い、その際に用いた債務返済計画の見通しに関する根拠を公表した。(8月、11月、3月)	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 協定の見直しにあわせて、その都度債務返済計画の見通しに関する根拠を公表していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、協定の見直しにあわせて最新の知見による債務返済計画の見通しに関する根拠を公表していく必要がある。 <その他事項> 特になし	B	
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4－⑤	4 積極的な情報公開 ⑤ 費用の縮減状況等の公開							
当該項目の重要度、難易度	一		関連する政策評価・行政事業レビュー	一				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
I－4－①と同じ	高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。	高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 費用の縮減状況等の公表状況 <評価の視点> 費用の縮減状況等が公表されているか	<主要な業務実績> 1) 平成 25 年度に債務引受のあった事業について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を公表した。(8 月) 2) 会社の経営努力の内容については、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の終了後にホームページにて公表した。(5 月、8 月、1 月) 3) 会社の協力を得て、平成 25 年度における管理コストに係る計画と実績の対比及び差異の理由等並びに道路管理に関するアウトカム指標の実績を公表した。(8 月)	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由、会社の経営努力の内容を公表するとともに、会社の協力を得て道路管理に関するアウトカム指標の実績を公表していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、高速道路の新設等に関するコスト縮減の情報や会社の経営努力の内容、高速道路の管理に関する客観的指標の公表に取り組む必要がある。 <その他事項> (外部有識者意見) ・管理コストの増加に関して、その原因分析及び対策の検討を高速道路機構がリーダーシップを発揮して行っていけるとなおよい。	B	

4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4－⑥	4 積極的な情報公開 ⑥ 評価及び監査に関する事項							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
I－4－①と同じ	年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。	年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、ホームページで情報の提供を行う。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 評価に関する情報のホームページでの公表状況 <評価の視点> 評価に関する情報が適切にホームページで情報提供されているか	<主要な業務実績> 1) 以下の項目について、ホームページで情報提供を行った。 ・平成 25 年度の財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見（8月） ・独立評価委員会による平成 25 年度業務に係る実績評価（9月） 2) なお、政策評価等については、当機構に関する部分はなかった。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定	B	<評定に至った理由> 年度業務実績評価や監事による監査報告書等をホームページで公開していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、年度業務実績評価等の情報を公表していく必要がある。 <その他事項> 特になし
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4－⑦	4 積極的な情報公開 ⑦ ホームページ等の充実							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
I－4－①と同じ	上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。また、ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じ	上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。また、ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じ	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ホームページの充実の状況 <評価の視点> 機構の業務運営に係る透明性確保、説明責任を果たすべく、機構の組織や業務その他関連する情報をホームページにおいて積極的に分かりやすく公開しているか	<主要な業務実績> 1) 平成 26 年度計画 I－4－①～⑥の情報については、事務所に据え置いて閲覧に供するとともに、迅速にホームページに掲載した。 2) 平成 25 年度の決算の公表(8月 8 日)に合わせて、財務諸表及び債務返済状況等をまとめた高速道路関連情報をホームページに掲載するなど、適時適切なホームページの更新を行った。 3) 会社と共同し、高速道路料金割引案内ページを随時更新した。 4) 国交省独法評価委	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 公表情報をホームページに掲載するとともに、海外観光客に向けた SA などの高速道路利便施設に関する多言語の情報提供ページの作成、アクセスデータの収集・解析結果やアンケート結果に基づくホームページの改善などホームページの充実に取り組んでいることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとして B 評定とした。 <今後の課題> 引き続き、ホームページを用いた積極的な情報公開に努めるとともに、より利用者が使いやすいホームページとなるようホームページの充実に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし		

	<p>て、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図る。</p>	<p>るとともに、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう充実を図る。</p>	<p>員の指摘等を踏まえ、会社と連携のうえ一般の海外観光客が利用する SA などに関する多言語の情報提供ページをホームページに掲載した。</p> <p>5) より使い勝手の良いホームページとなるよう、アクセステータの収集・解析やユーザーへのアンケートを実施し、主に次のような改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視認性向上のため、文字サイズ初期設定の見直しや文字サイズ調節機能を改良 ・利便性向上のため、「人気ページ」を毎月の「アクセスランキング」として表示 ・情報の検索性向上のため、「サイトマップ」の充実 <p>6) 海外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施し、その成果が広く活用されるよう、ホームページ等を通じて情報を提供了した。</p>	
--	-------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4－⑧	4 積極的な情報公開 ⑧ 業務パンフレット等による広報							
当該項目の重要度、難易度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー	－				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
I－4－①と同じ	機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報を提供を行う。	機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 業務パンフレット等による広報の状況 <評価の視点> 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供しているか	<主要な業務実績> ・パンフレット「高速道路機構の概要2014」(10月)、同パンフレットの英語版及び「高速道路機構ファクトブック2014」を発行(11月)し、関係機関、全国の主要公立図書館等に配付して情報提供を行った。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> パンフレットや高速道路機構ファクトブックの発行、配布を通じた情報提供に取り組んでいることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、パンフレットやファクトブックを活用し機構の業務内容等の分かりやすい情報提供に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし	B	
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－5	5 業務評価の実施							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
業務の効率性及び透明性の向上を図るために、業務実績の評価を実施すること。	業務の効率性及び透明性の向上を図るために、債務の返済状況を始めとし、業務全体について定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	業務の効率性及び透明性の向上を図るために、業務全体について自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 適切な業務評価、公表 <評価の視点> 業務全体について自己評価を行い、その結果を公表しているか、またその結果を踏まえ適切な措置を講じているか	<主要な業務実績> 1) 平成 25 年度の業務について自己評価を行った上で、業務実績報告書を独立行政法人評価委員会に提出し(6月)、ホームページにて公表した。(8月) 2) 平成 26 年度の業務全体の進捗状況及び平成 25 年度に係る業務実績評価調書の課題・改善点、業務運営に対する意見等において指摘のあった事項への対応状況等について、審議し、その内容を踏まえ平成 27 年度計画を策定した。(3月)	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定	B	<評定に至った理由> 機構として、業務全体について自主的に自己評価を行い、その結果を公表していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 改正独立行政法人通則法に基づき、業務実績等報告書の公表を行う必要がある。 <その他事項> 特になし
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報																																																																																																																															
II-1-①	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ① 道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施																																																																																																																														
業務に関連する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。																																																																																																																										
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-																																																																																																																										
2. 主要な経年データ																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">①主要なアウトプット（アウトカム）情報</th> </tr> <tr> <th>指標等</th> <th>達成目標</th> <th>基準値 (前中期目標期間最終年度値等)</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>特になし</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>予算額（百万円）</td><td>4,866,436</td><td>4,648,148</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>決算額（百万円）</td><td>4,826,682</td><td>4,630,680</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>経常費用（百万円）</td><td>1,459,562</td><td>1,459,185</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>経常利益（百万円）</td><td>236,511</td><td>516,429</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>行政サービス実施コスト（百万円）</td><td>△121,746</td><td>△416,459</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>従事人員数</td><td>83</td><td>82</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								①主要なアウトプット（アウトカム）情報								指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	特になし																																																								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】							H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148				決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680				経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185				経常利益（百万円）	236,511	516,429				行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459				従事人員数	83	82			
①主要なアウトプット（アウトカム）情報																																																																																																																															
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度																																																																																																																								
特になし																																																																																																																															
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】																																																																																																																															
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度																																																																																																																										
予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148																																																																																																																													
決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680																																																																																																																													
経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185																																																																																																																													
経常利益（百万円）	236,511	516,429																																																																																																																													
行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459																																																																																																																													
従事人員数	83	82																																																																																																																													
注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。																																																																																																																															
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																																																																															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																																																																									
				業務実績	自己評価																																																																																																																										
機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。	道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付を適切に実施する。	道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 道路資産状況の適切な把握及び台帳の更新</p> <p><評価の視点> 道路資産状況を適切に把握し、台帳を更新しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 高速道路に係る道路資産の総延長は、供用区間は新規供用193km の増及び無料開放による13km の減により 9,991km となり、総延長は 10,149km となった。</p> <p>2) 高速道路資産の内容を適正に把握するため、路線ごとに延長、敷地面積、構造別延長等を記載した道路資産台帳について、新設、改築等による内容の変更が生じた都度、会社と連携して変更内容を確認し適切に更新を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>・特になし</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> 高速道路に係る道路資産の内容に変更が生じる都度、変更内容を確認し道路資産台帳を更新している。これにより道路資産の内容を適正に把握し、その保有及び貸付けを適切に実施していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、道路資産台帳の適切な更新に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>																																																																																																																									

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
II-1-②	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ② 国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上										
業務に関する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。						
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-						
2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度				
特になし											
注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。											
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価						
機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるよう、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」（平成24年12月3日設置）、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会（平成25年1月23日設置）等高速道路に関する各種有識者会議における再発防止対策	貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるよう、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」（平成24年12月3日設置）、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会（平成25年1月23日設置）等高速道路に関する各種有	貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるよう、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」（平成24年12月3日設置）、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会（平成25年1月23日設置）等高速道路に関する各種有	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・協定における措置状況 ・情報共有化の実施状況 <評価の視点> 国及び会社と一体となって高速道路の老朽化対策や管理水準の向上を図る際に、協定において必要な措置を	<主要な業務実績> 【協定変更】 1) 高速道路の老朽化が進行し、大規模な更新や修繕が必要とされる道路構造物が急速に増大しているため、老朽化対策や管理水準の向上に国及び会社と一体となって取り組む必要があった。 会社の大規模更新・修繕に関する計画に貢献するなど、その対応について検討してきたが、今般、法令改正により、更新財源の確保	<評定と根拠> 評定：A ・老朽化対策にあたり、大規模更新・修繕に関する計画について検討を加えるなど、新たな課題に対して積極的に関与し、道路資産が将来にわたって適切に良好な状態に保たれ、債務の確実な償還が果たせるよう、左記の内容を反映した協定変更を速やかに行い、緊急に対応が必要な対策を会社が平成26年度から着手できるように措置した。	評定	B	<評定に至った理由> 法改正等により高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しが図られたことを受けて、維持・管理主体である高速道路会社が高速道路の安全性を一層向上させる取組を行えるよう必要な協定変更を行うとともに、管理の報告書や実地確認により高速道路の管理状況等を把握し、当該管理状況等の公表及び会社との情報共有を適切に行っており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、国及び高速道路会社と一体となって、高速道路の老朽化対策及び管理水準の向上に関する取組を進めるとともに、高速道路の管理状況等の把握並びに当該管理状況等の公表及び情報共有に取り			

<p>等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一緒にとて、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と一緒に携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図ること。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。</p>	<p>識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一緒にとて、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と一緒に携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>有識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一緒にとて、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と一緒に携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。なお、会社から報告を受けている「維持、修繕その他の管理の報告書」及び実地確認を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、より充実を図るとともに、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>講じているか。 機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報について、情報の共有化が図られているか。</p>	<p>と点検強化について新たな枠組みが整備されたため、この枠組に沿って、費用を十分に見込む一方で会社にコスト削減を促すことにより、道路資産を将来にわたって適切に良好な状態に保ち、かつ、債務を確実に償還するよう、協定を変更した。この協定変更にあたっては、料金徴収期間の延長や更新に係る債務とその他の債務を区分した債務返済計画の策定等、多くの新たな検討事項を総力をあげて極めて短期間に反映することによって、緊急に対応が必要な老朽化対策や点検の強化等を会社が直ちに着手できるようにした。</p> <p>【管理の報告書】 2)社会資本整備審議会道路分科会の提言を踏まえ、道路インフラの現状や老朽化対策の必要性に関する国民の理解を促進するため、平成26年8月に公表した平成25年度分の報告書において、次の項目について改善した。 »点検結果の記載 »点検結果に基づく補修の実施数量と費用の記載</p> <p>【管理の実地確認】 3)各会社において管理の実地確認を行い、高速道路の管理の実施状況や計画管理費の計画と実績及び今後の見通しを確認し、その結果を協定に反映するとと</p>	<p>これらを踏まえA評価とする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	<p>組む必要がある。</p> <p><その他事項> (外部有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路機構が老朽化対策・管理水準向上についてどのようにイニシアティブをとって取り組んだかが明確ではない。取り組むべき業務を着実に行っていることから、Bと評価するのが妥当である。 ・老朽化対策については、様々な取組を一生懸命やられていると見受けられるが、それによりどのような効果が出たのかを示せなければ、高い評価をつけることは困難。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				もに、実地確認を通じて把握した情報の共有化を図った。		
--	--	--	--	----------------------------	--	--

4. その他参考情報

※補足

【高速道路の維持・管理等について】

- ・高速道路については、高速道路会社が日本道路公団等民営化関係法施行法第25条1第1項の規定において、道路整備特別措置法第4条の規定による維持、修繕及び災害復旧を行わなければならないとされている。

【実地確認について】

- ・機構と高速道路会社との間の協定において、「会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。」とされている。
- ・この協定の規程に基づき、機構は、6会社から「維持・修繕その他の管理の報告書」の提出を受けてホームページで公表するとともに、会社による管理の実施状況の情報の共有化のため、実地確認を実施し、当該報告書の充実等に取り組んでいる。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
II-1-③	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ③ 会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定													
業務に関連する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。								
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー		-								
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148			
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680			
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185			
									経常利益（百万円）	236,511	516,429			
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459			
									従事人員数	83	82			
注）予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。														
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価									
機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持つて、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること	機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持つて、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図る。	機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持つて、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> アウトカム指標の考え方の統一及び指標の組み替えの実施状況	<主要な業務実績> 1) 死傷事故率など、目標値の改善を図っていく既存のアウトカム指標については、平成25年度分の管理の報告書に中期の目標値を記載するなど、充実を図った。(8月) <評価の視点> アウトカム指標について、会社間の考え方の統一を図り、指標の組換えを行う等、リーダーシップを持って取り組んでいるか。 2) アウトカム指標については、会社と連携し平成26年度分より利用者視点、交通安全、道路保全の3分野に整理した上で、必要な指標を追加するなど充実を図った。(10月)	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定	B	<評定に至った理由> 高速道路会社と連携して必要な指標を追加するなどアウトカム指標の見直しを行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 見直しを行ったアウトカム指標について、その達成がなされるよう会社と連携して取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし						

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II—2—①	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ①②③会社との協定の締結				
業務に連する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
①会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを	①会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の見通しに基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事	①会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の見通しに基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 協定変更内容の十全性 <評価の視点> 協定変更にあって、会社が行う管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社	<主要な業務実績> ・高速道路の老朽化に対応して特定更新等工事等を実施するため、国及び会社と連携し、必要な協定変更を行うことにより、会社が速やかに高速道路の老朽化対策や管理水準の向上等に着手できるよう措置した。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 法改正等を受けた高速道路会社との協定変更にあたり、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の見通しに基づき検討を行った上で高速道路の管理等の内容や貸付料や貸付期間の見直しを図っており、また、協定変更の内容を公表していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、高速道路会社との協定変更の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の

<p>前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けこととなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定めること。</p> <p>また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定すること。</p> <p>②機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が收受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定めること。</p> <p>その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。</p> <p>また、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、そ</p>	<p>業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けこととなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定める。</p> <p>なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、各単位ごとに適正な額を設定する。</p> <p>②貸付料は、機構が收受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済</p>	<p>業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けこととなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定める。</p> <p>なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、各単位ごとに適正な額を設定する。</p> <p>②貸付料は、機構が收受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済</p>	<p>が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を適切に定めているか。</p> <p>協定変更の内容、理由等を分かりやすく公表しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> これらの協定変更の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、確実かつ円滑な債務返済と適正かつ効率的な高速道路の管理が行われることを確認した上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けこととなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定めた。 なお、透明性の確保及び説明責任を果たすため、協定変更の内容、理由等については、わかりやすく公表した。 <p>1) 平成26年8月における協定変更の概要 ①全国路線網 ②変更内容：</p>	<p>知見に基づき十分に検討した上で、会社が行う管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を適切に定めるよう取り組むとともに、変更内容を適切に公表していく必要がある。</p> <p>＜その他事項＞ 特になし</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>の乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。 ③おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めると、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道</p>	<p>に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定める。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。</p> <p>なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図る。</p> <p>③おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めると、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道</p>	<p>に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定める。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。</p> <p>なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図る。</p> <p>③大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートインターチェンジ 18箇所、追加インターチェンジ 2箇所の追加等 <p>2) 平成26年11月における協定変更の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①首都高速道路に係る地域路線網 ②変更内容 <ul style="list-style-type: none"> ・「道路法等の一部を改正する法律」（平成26年5月28日成立）を踏まえた特定更新等工事の追加及び貸付期間の延長 ・「道路の維持修繕に関する省令・告示」（平成26年4月2日制定）を踏まえた点検強化による計画管理費の増等 <p>3) 平成27年3月における協定変更の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全国路線網、阪神高速道路（阪神圏）に係る地域路線網、一の路線 ②変更内容 <ul style="list-style-type: none"> ・「道路法等の一部を改正する法律」を踏まえた特定更新等工事の追加及び貸付期間の延長（全国路線網、阪神（阪神圏）） ・「道路の維持修繕に関する省令・告示」を踏まえた点検強化による計画管理費の増等 	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

こと。 え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）第23条		
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	<p>する料金の額が、法第 17 条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「措置法」という。）第 23 条に規定する料金の額の基準に適合しなくなつたと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があつた場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>に規定する料金の額の基準に適合しなくなつたと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があつた場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-2-②	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ④ 適切な債務残高管理					
業務に関連する政策・施策	一			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第2号 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第3号 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー		一

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
有利子債務残高（年度末）	H29年度末に29.0兆円以下	30.0兆円	29.3兆円	28.7兆円					予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148			
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680			
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185			
									経常利益（百万円）	236,511	516,429			
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459			
									従事人員数	83	82			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残高の管	承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残高の管	承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、機構の收支予算の明細を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係	<主な定量的指標> 有利子債務残高 <その他の指標> 適切な債務残高の管理 <評価の視点> 債務残高の管理を適切に行っていているか	<主要な業務実績> 1) 高速道路の利用動向や金利動向の把握、交通量や料金収入に影響を与える要因の分析を行うなど、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務残高の管理に努めた。 ・特定更新等工事に係	<評定と根拠> 評定:B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 収入の確保と債務残高の管理に努め、平成26年度末時点における機構の有利子債務残高を29.4兆円以下とするとした年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適切な債務残高の管理に努めるとともに、収入の確保と業務コストの縮減を進め、確実な債務返済に取り組む必要がある。

<p>理に努merるとともに、次に掲げる点に留意すること。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受けける額（法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要す</p>	<p>に係る債務をその他の債務と区分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意する。</p> <p>また、中期目標期間に会社から引き受ける有利子債務額 5.9兆円を含め、当該期間の期末時点における機構の有利子債務残高を 29.0兆円（業務実施計画の計画値）以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p>	<p>することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と明確に区分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次の1)～3)に掲げる点に留意する。</p> <p>また、平成26年度末時点における機構の有利子債務残高を 29.4兆円（業務実施計画の計画値）以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、平成26年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、平成26年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p>	<p>る債務をその他の債務と明確に区分した協定を締結し、適切な債務の残高の管理に努めた。</p> <p>(11月、3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金収入は、計画を2,229億円(9.0%)上回る2兆6,901億円となった。 ・貸付料収入については、計画を2,060億円(11.1%)上回る2兆606億円となった。 ・占用料、連結料及び兼用工作物の使用料収入については、法令等に基づき徴収を行った結果、45.2億円(対計画比101.9%)となった。 <p>2) 会社からの債務引受額（有利子債務分）が計画を9,688億円下回る1兆410億円となり、また、貸付料収入が計画を2,060億円上回る2兆606億円に、支払利息は計画を312億円下回る4,289億円となった。この結果、平成26年度末時点における有利子債務残高は、平成26年度当初の計画値30兆1,616億円に対して実績は28兆7,545億円となった。</p> <p>※有利子債務残高の実績対比は、年度当初に策定した計画値30兆1,616億円と比較した。</p> <p>3) 全国路線網、首都高速道路、阪神高速道路に係る平成26年度末における機構の有利子債務残高</p>	<p>くその他事項> 特になし</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------

<p>る費用に係るもの(を除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあっては、業務実施計画(法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。)の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p>	<p>第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受けける額(法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道</p>	<p>以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、平成26年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務(全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額)に於ける平成25年度期末における達成状況を把握し、計画、実績及びその差を差異の理由を付して公表した。(8月)</p>	<p>は、いずれも民営化時点における承継債務の総額を下回った。</p> <p>4) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務(全国路線網に属する高速道路にあっては、各高速道路会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額)に於ける平成25年度期末における達成状況を把握し、計画、実績及びその差を差異の理由を付して公表した。(8月)</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあっては、業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>			
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-2-③	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑤ 会社からの債務引き継ぎ					
業務に関連する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項 機構は、高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定により機構に帰属する時において、前条第一項の認可を受けた業務実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可業務実施計画」という。）に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。	
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-	

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度							
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148			
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680			
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185			
									経常利益（百万円）	236,511	516,429			
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459			
									従事人員数	83	82			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされ	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされ	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 会社からの債務の引き継ぎの的確性、厳正性 <評価の視点> 会社からの債務の引き継ぎが的確かつ厳正に行われているか。 透明性の向上をはかっているか	<主要な業務実績> 1) 平成26年度に債務引受けのあった事業について、債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由をホームページにて公表した。(8月) 2) 平成26年度の債務引受けについて、198件、1兆1,277億円の債務引受け契約を適切に締結・変更した。会社から債	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 高速道路会社から債務及び資産を引き受けるにあたり、引受額及び資産内容を確認しており、また、各事業の債務引受額の差額及びその理由をホームページで公開し、透明性の確保にも取り組んでいることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、高速道路会社から債務及び資産を引き受けるにあたって

するなど透明性の向上を図ること。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。	ていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。	ていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。	<p>務を引き受ける際には、事業費内訳等の書類により、引受額が適正な額であることを確認した。</p> <p>3) 平成 26 年度の資産引受けについて、173 件（新設・改築 63 件、修繕 41 件、災害復旧 6 件、承認工事 63 件）の資産の帰属を行った。その際には、資産管理作業マニュアルに基づき、チェックシートを活用しつつ、書類、現地の写真等により道路資産の内容を確認した。</p> <p>また、道路資産の現地確認については、新設・改築等のうち債務引受額が大きいもの等に係る事前確認の実施、NEXCO 3 社に係る修繕事業の確認頻度の増加を含めて 26 回実施した。</p> <p>月次資産データについて、資産管理作業マニュアルに基づき、内容を確認した。</p> <p>道路資産について、棚卸実施マニュアルに基づき、14 箇所で棚卸を実施した。</p> <p>4) 資産管理における会社の業務処理統制の的確性を確保するため、機構が会社の会計監査人に依頼し、機構へ提供される資産データの作成過程を検証し、適正であることを確認した。（3 月）</p>	<p>の引受額及び資産内容の確認を厳正に行うとともに、透明性の向上に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項> (外部有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路会社が資金調達を行う際に活かせるよう、高速道路機構が持つ資金調達のノウハウを会社と共有できないか。
------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-2-④	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑥ SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化					
業務に関連する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第2号 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。 同項第3号 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。	
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし							
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】							
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
			予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148		
			決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680		
			経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185		
			経常利益（百万円）	236,511	516,429		
			行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459		
			従事人員数	83	82		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
債務の確実な返済のため、SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化、計画の変更等に伴い発生する不要資産の売却等を図ること。	債務の確実な返済のため、SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化に伴い発生する不要資産の売却等を図ること。	SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化については、会社と連携して利用状況等を把握し、平成26年度以降の適正化に向けて検討する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 関連事業の費用負担の適正化のための取組み状況 <評価の視点> 費用負担の適正化のための取組みが着実に行われているか	<主要な業務実績> ・SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化について、会社と連携して利用状況調査を実施した。 <評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	<評定> 評定 <評定に至った理由> 今後の費用負担の適正化に係る検討に向けた利用状況調査を会社と連携して行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化について検討を進める必要がある。 <その他事項> 特になし	B

4. その他参考情報
特になし

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
II-2-⑤		2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑦ 資金調達の多様化													
業務に関連する政策・施策	—				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第22条第1項 機構は、第十二条第一項第二号及び第三号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。									
当該項目の重要度、難易度	—				関連する政策評価・行政事業レビュー	—									
2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報															
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度								
特になし															
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】															
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度								
			予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148										
			決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680										
			経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185										
			経常利益（百万円）	236,511	516,429										
			行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459										
			従事人員数	83	82										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努めること。	債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努める。	債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努める。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 金利上昇リスクの軽減、調達の多様化 <評価の視点> 市場環境を踏まえ、必要資金を安定的かつ確実に調達できているか。また、調達の安定性向上や低利調達の追求等を目指した多様化が図られているか	<主要な業務実績> 1) 今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高める観点から、「資金調達及び金融機関等選定審査委員会」において「長期・固定」を基本としつつ、低金利環境を捉え、特に超長期による調達割合を高める方針を定めた。 2) 一方、超長期年限については、特に投資家が限定されることから、既に機構に投資している投資家からの大きな需要増は期待できないため、従来の投資家の参加を維持しつつ、新たな投資家を開拓	<評定と根拠> 評定：A ・低金利環境を捉え、新たな投資家の開拓及び積極的な調達多様化を行うこと等により、調達に占める超長期の割合を大幅に高め、多額の資金を低利かつ安定的に調達した。これらを踏まえA評価とする。 <課題と対応> ・特になし	評定 A <評定に至った理由> 幅広いIR活動を通じて新たな投資需要を掘り起こし、初のローン方式による資金調達の導入など資金調達の多様化を推進するとともに、今後の金利上昇リスク軽減の観点から調達全体に占める超長期年限の割合を高めつつ(H25 18%→H26 30%)、平均調達利回りのさらなる引下げ(H25 0.87%→H26 0.77%)を実現しており、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていることから、A評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、多額の資金を低利かつ安定的に調達できるよう、調達の多様化等に取り組む必要がある。 <その他事項> (外部有識者意見) ・取組の結果よい成果が出ており、評価できる。

			<p>する必要が生じた。よって、大手生命保険会社等に加え、全国の信用金庫、財團法人等にまで範囲を広げて、積極的なIR活動（前年度比約5倍の42件）を行い、投資家層の拡大を推進した。</p> <p>3) また、調達多様化及び、より低利な資金調達の観点から、従来の債券発行に加え、新たなローン方式による資金調達を導入し、調達コストの競争入札方式を採用すること等により、債券発行よりも更に低利な調達を実現した。</p> <p>4) 上記取り組み等により、20年及び30年の超長期債発行を拡大（政府保証債は過去最大額、財投機関債は前年度比約2倍の額）するなど、調達全体に占める超長期年限の割合を30%（前年度18%）まで高め、平均調達年限13.4年（前年度11.8年）で、総額2兆4,750億円の資金を安定的に調達した。 また、調達年限を長期化させつつも、平均調達利率は0.77%と前年度（0.87%）を更に下回った。</p>	
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-3	3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け					
業務に関連する政策・施策	—			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号 首都高速道路（道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路（同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第6号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。	
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし								予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148				
								決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680				
								経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185				
								経常利益（百万円）	236,511	516,429				
								行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459				
								従事人員数	83	82				

注）予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構が国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道	国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高	国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標>無利子貸付けの遅滞なき実施	<主要な業務実績> ・首都高速道路（横浜環状北線、中央環状品川線等）及び阪神高速道路（淀川左岸線、大和川線等）に	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。	評定 B <評定に至った理由> 遅滞なく高速道路会社に対する無利子貸付けを実施していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。

路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。	速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。	速道路に係る出資地方公共団体から首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金が交付された場合には、会社に対する無利子貸付けを遅滞なく行っているか	<評価の視点> 補助金が交付された場合に、会社に対する無利子貸付けを遅滞なく行っているか	係る新設等の費用に充てるため国及び出資地方公共団体から交付された出資金について、国、出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続きに努め、遅滞なく会社に対し無利子貸付を実施した。(7月、11月) なお、スマートIC整備のための補助金については、年度内の交付はなかった。	<課題と対応> ・特になし	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、無利子貸付けに係る補助金又は出資金が公布された場合には、遅滞なく高速道路会社に無利子貸付けを行うよう取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-4	4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け				
業務に関する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第6号 都高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金又は阪神高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし								予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148				
								決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680				
								経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185				
								経常利益（百万円）	236,511	516,429				
								行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459				
								従事人員数	83	82				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。	国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。	国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 無利子貸付けの遅滞なき実施 <評価の視点> 補助金が交付された場合に、会社に対する無利子貸付けを遅滞なく行っているか	<主要な業務実績> ・平成26年度において、当該補助金の交付は無かった。 <評定と根拠> 評定： - <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> — <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、遅滞なく高速道路会社に対し無利子貸付けを実施する必要がある。 <その他事項> 特になし	評定 —

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
II-5	5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み						
業務に関する政策・施策	一			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第8号会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。		
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー	一		

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
①コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを通じて安全性や資産価値を適正に運用すること。また、この仕組みを通じて安全性や資産価値の一部に	①コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で高速道路の新設、改築及び修繕に係る債務引受け額の縮減を行うよう、協定において、会社の経営努力によって生じる縮減額の一部に	①協定に基づき、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みについて、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」（以下「助成委員会」という。）の審議を行う等、適正な運用を図るとともに、この仕組みを通じて安全	<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> 1) 助成委員会を3回開催し、30議題32件の審議を行った。(4月、7月、12月) <その他の指標> 助成制度の適正な運用。運用状況の透明性の向上。 <評価の視点> 助成制度が適正に運用されているか。その運用状況について国民に分かりやすく説明しているか。	<評定と根拠> 評定:B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 平成26年度に経営努力要件適合性認定を受けた52件により約80億円のコスト縮減効果が見込まれており、助成制度を通じ会社の経営努力によるコスト縮減に寄与したことから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 高速道路会社がより活用しやすい助成制度となるよう、助成制度の今後のあり方について検討を行う必要がある。 <その他事項> (外部有識者意見) ・高速道路会社が助成制度を修繕工事等により活用できるよう、制度の今後のあり方について検討を行う必要がある。	B

値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促すこと。 ② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。	<p>相当する額について、会社に対して助成を行なう仕組みを適正に運用するとともに、この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るために新技術の開発等を会社に促す。また、貸付料の額を固定することにより、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るもの）を除く。）の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p> <p>② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。</p>	<p>性や資産価値の向上等を図るために新技術の開発等を会社に促す。</p> <p>なお、協定においては、貸付料の額を固定すること（料金収入の実績による増減を除く。）により、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るもの）を除く。）の縮減が直接会社の業績に反映される仕組みとなっている。</p> <p>② 助成対象額の算定については、助成金交付要綱に基づき、適切に実施する。</p> <p>また、助成委員会における審議を経て認定した助成対象技術等については、機構がリーダーシップを持って、会社との連絡調整会議等で積極的な活用や標準化を促す。</p> <p>これら助成金の交付額や助成委員会の審議内容等については、機構ホームページで分かりやすく公表し、透明性の向上を図る。</p>	込まれる。	<p>3) 認定された新技術を含む経営努力案件は助成委員会の議事概要と合わせホームページで公表するとともに、会社に対してコスト縮減の取組の積極的な活用や外部への広報を促した。</p> <p>4)これまでに経営努力要件適合性を確認したもののうち、助成金交付申請のあつた24件について、助成金（11.4億円）を交付した。（1月、3月）</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-6	6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務		
業務に関する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第9号会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき当該高速道路についてその道路管理者（道路整備特別措置法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の権限の代行その他の業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし								予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148			
								決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680			
								経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185			
								経常利益（百万円）	236,511	516,429			
								行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459			
								従事人員数	83	82			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
①道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社との連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。	①措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社との連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を	①措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社との連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ①権限代行その他の業務について ・行政措置の実施状況 ・制度の運用状況	<主要な業務実績> 道路を取り巻く環境が大きく変化する中で、道路の構造を保全し交通の危険を防止するとともに、道路空間の有効利用を図るために、道路管理者の権限行使する機関と現場において維持管理を行う会社が連携し、一体的な取組みが	<評定と根拠> 評定：A 左記の業務実績のとおり、会社と連携し、一体となって、高速道路の権限代行に係る業務を適正かつ円滑・効率的に実施したことからA評価とする。 <課題と対応> ・特になし	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 高速道路会社と連携し、道路占用許可手続の運用、特殊車両通行許可業務の効率化、車限令違反車両の取締りに適切に取り組んでいることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 道路管理事務の円滑かつ効率的な実施のため、必要な手続の簡素化・包括化等について検討を行う必要がある。</p>

<p>また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。</p> <p>②車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。</p>	<p>遅滞なく実施する。この手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築する。</p> <p>また、道路占用や高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、必要に応じ「高架下利用等検討会」にて審議を行うほか、会社と連携を図り、占用申請内容の厳格な審査を行う等、制度の適切な運用に努める。</p> <p>なお、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。</p> <p>②車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図る。</p>	<p>遅滞なく実施する。</p> <p>また、道路占用や高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、必要に応じ「高架下利用等検討会」にて審議を行うほか、会社と連携を図り、占用申請内容の厳格な審査を行う等、制度の適切な運用に努める。</p> <p>さらに、道路管理者の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務における包括的な事前協議及び道路占用許可の事務におけるチェックリストの活用により、業務の効率化に努める。</p> <p>これらの事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。</p> <p>②車両制限令違反車両の取締</p>	<p>・業務の効率化 ②車両制限令違反車両の取締り強化</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社と連携しつつ、行政権限が適正かつ円滑・効率的に実施できたか 	<p>可能となるような新たな枠組みを構築し、高速道路の管理を適正かつ円滑・効率的に実施した。</p> <p>1) 車両制限令違反車両への対応の強化</p> <p>・重量制限超過車両による道路劣化を防止するため、機構・6会社が連携し、一体となって車限令違反者に対する指導取締りの強化に必要な新たな枠組みを構築した。</p> <p>高速道路における措置命令の発出基準を統一するとともに、悪質な重量制限違反車両に対しては、現場で積載物を分載・軽減させる命令（軽減措置）を行う等取締りの強化を図った。</p> <p>上記基準による指導取締りを確実に実施するために、これまで会社ごとの違反回数に応じて実施してきた運行会社等に対する指導を、機構において高速道路全体を通じた違反回数を把握し、これに応じて会社が指導を実施する体制を構築した。併せて、違反回数によって段階的に、警告書の発出、是正指導書の手交、HP公表、許可の取消し、告発の実施を行う基準を設け、指導の強化を図った。（平成27年3月基準制定、4月施行）</p> <p>・軽減措置については、平成26年度から</p>	<p><その他事項> (外部有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路会社に委ねができるものについてはより積極的に委ねていくことが必要。 ・様々な取組を行い努力されているが、その取組によりどのような効果があったのかを定量的に示せなければ高い評価を付けるのは困難。平成26年度に作った新たな枠組みにより、平成27年度以降どのような効果が出たかを示せるとよい。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図る。</p>	<p>先行的に実施し、12件を数えた。(高速道路で初めて実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、会社、関係団体等による「大型車両の適正かつ安全な走行に向けた連絡会」において荷主への啓発活動等、違反車両の削減に向けた取組みを行った。 <p>2) 特殊車両通行許可手続きの迅速化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可手續を迅速化し、申請者の負担軽減を図るため、特車許可における機構と窓口道路管理者での包括協議について、新規路線の追加や適用条件等の拡大を行い、機構あての協議が不要となる適用条件を拡大した。(1月) ・首都高速道路中央環状品川線山手トンネルにおける危険物積載車両の通行に関して、「水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する検討会」を開催し(8月)、審議結果を踏まえ通行規制を決定し、公示を行った。(3月) <p>3) 改正災害対策基本法による道路啓開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路において災害時の道路啓開措置を迅速に実施するため、機構は、会社からの要請に基づき直ちに車両の移動命令等の措置を行い、これに 	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

従わない運転者がいる場合には、会社が機構に代わって移動等を行う新たな枠組みを、改正法の施行に合せて構築した。（11月）

・法施行後発生した大雪において、名神高速道路等の5路線に適用し、機構・会社で連携を図り、道路啓開のための車両移動等を迅速に実施した。

4) 迅速な通行の禁止措置の実施

・地震やゲリラ豪雨が発生した場合に、的確かつ迅速に通行禁止処分を実施し、交通の危険を防止するため、機構があらかじめ通行止め基準を設定し、当該基準に該当したときに、機構による通行止め処分と会社への通行の禁止に必要な措置の要請が行われたものとする運用へ改善し（11月）、迅速な通行の禁止の措置を実施した。

5) 道路占用・連結関係の対応

・現地の的確な把握を通じた道路空間の効利用と、占用事務の一層の効率的な実施により申請者の負担軽減を図るため、新たな占用入札制度も含め、会社が現地の道路管理状況を把握・判断し、これを踏まえ機

			<p>構が占用許可を行う新たな枠組みを構築した。この枠組みの円滑・的確な運用を図るため、複雑化した占用制度全般について、様式を含めた標準的な手続等を新たに整備した。これにより、受託する会社の担当窓口はもとより、占用制度になじみのない申請者にとっても申請手續がわかりやすいものとなり、占用事務の円滑化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none">・高架下利用計画等検討会を3回開催し、7月に供用した舞鶴若狭道三方五湖PA他11件の連結許可に関する審議を行うとともに、機構として初めて太陽光発電設備他1件の審議を行い、占用者の選定を公募により実施した。・道路占用許可について、チェックリストを活用し、年間3,500件あまりの申請を効率的に審査した。	
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-7	7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務					
業務に関する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第2項 一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。 二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させること。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-	

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【鉄道勘定】						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【鉄道勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	2,420	10,822			
									決算額（百万円）	1,338	1,598			
									経常費用（百万円）	8,704	8,561			
									経常利益（百万円）	137	344			
									行政サービス実施コスト（百万円）	569	352			
									従事人員数	1	1			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。 なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施すること。 また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収すること。	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理について、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 鉄道施設の管理の適切な実施 <評価の視点> 施設等の安全管理の実施や適切な点検を行えるよう関係先と協力し、適切に実施したか	<主要な業務実績> 1) JR西日本及びJR四国と締結した協定の管理区分に基づき、機構が管理を行うこととなっている鉄道施設について、本四会社との「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に関する協定」（基本協定）に基づき、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に係る委託料の額に関する平成26年度協定」を締結し、本四高速の協力	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 本四高速会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するために必要な本州四国連絡鉄道施設の管理を実施するとともに、耐震補強工事に着手しており、また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等を鉄道事業者から確実に徴収していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、本四高速会社の協力を得て必要な鉄道施設の管理を実施するとともに耐震補強事業を着実に進めていく必要がある。 <その他事項> 特になし

	<p>する。</p> <p>また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収する。</p>	<p>する。</p> <p>また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収する。</p>	<p>を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するために必要な本州四国連絡鉄道施設の管理を実施するとともに、共用部共用施設の耐震補強事業について、耐震性照査、補強設計を進め、耐震補強工事に着手した。</p> <p>2) 共用部鉄道専用施設及び鉄道単独部の耐震補強事業については、基本的な枠組みを定める「本四備讃線（児島・宇多津間）の耐震補強工事に関する協定」に基づく「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する年度協定(平成 26 年度)」を JR 四国と締結し、耐震補強設計を進め、耐震補強工事に着手した。</p> <p>3) JR 西日本及び JR 四国とそれぞれ「本四備讃線（茶屋町・児島間）の鉄道施設の利用料の額に関する協定」及び「本四備讃線（児島・宇多津間）の鉄道施設の利用料の額に関する協定」を締結し、平成 26 年度分の利用料 9 億 3 千 8 百万円を確実に徴収した。</p>	
--	--------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
II-8-①	8 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進														
業務に関する政策・施策	-				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	-									
当該項目の重要度、難易度	-				関連する政策評価・行政事業レビュー	-									
2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報															
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度								
特になし															
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【法人単位】															
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度								
	予算額（百万円）	4,868,857	4,658,971												
	決算額（百万円）	4,828,020	4,632,279												
	経常費用（百万円）	1,468,249	1,467,728												
	経常利益（百万円）	236,648	516,774												
	行政サービス実施コスト（百万円）	△121,176	△416,106												
	従事人員数	84	83												

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。	国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。	国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 関係機関と情報及び意見の交換 <評価の視点> 関係機関と情報及び意見の交換が行われているか	<主要な業務実績> ・国、会社、機構間で緊密な連携を図るため、役員クラスでの連絡調整会議のほか、部長会議等の定期的な開催、事務レベルでの案件に応じた調整会議等を通じて、情報及び意見の交換を行った。 ・また、出資地方公共団体とも、機構の決算説明会、出資説明会、事業説明会等の開催や会社の決算説明会及び事業説明会等を通じて、情報及び意見の交換を行った。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 国、会社及び出資地方公共団体と適宜情報及び意見の交換を行う場を設けていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後とも関係機関との緊密な連携を図る必要がある。 <その他事項> 特になし	B

4. その他参考情報
特になし

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II-8-②	8 業務遂行に当たっての取組 ② 高速道路事業の総合的なコストの縮減							
業務に関する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	-			
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-			

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】									
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし								予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148			
								決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680			
								経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185			
								経常利益（百万円）	236,511	516,429			
								行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459			
								従事人員数	83	82			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。	協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。	協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫されているか	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 会社の継続的かつ自律的な効率化の促進 <評価の視点> 協定の見直しにあたり、会社のコスト縮減努力が図られるよう工夫されているか	<主要な業務実績> ・協定の見直しにあたり、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫するとともに、引き続き、助成制度を通じて、会社の継続的かつ自律的な効率化を促した。 <課題と対応> ・特になし	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <評定に至った理由> 協定の見直しにあたっては、会社のコスト縮減努力が図られるよう協定の内容について工夫しており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、協定の見直しに際して高速道路会社の継続的かつ自立的なコスト縮減努力が図られるよう、協定内容の工夫に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし	評定 B <評定に至った理由> 協定の見直しにあたっては、会社のコスト縮減努力が図られるよう協定の内容について工夫しており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、協定の見直しに際して高速道路会社の継続的かつ自立的なコスト縮減努力が図られるよう、協定内容の工夫に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし

4. その他参考情報	
特になし	

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-8-③	8 業務遂行に当たっての取組 ③ 高速道路の利用促進					
業務に関する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	-	
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-	

2. 主要な経年データ							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし								予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148			
								決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680			
								経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185			
								経常利益（百万円）	236,511	516,429			
								行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459			
								従事人員数	83	82			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。 なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。	債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。	協定に基づき、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 会社による高速道路の利用促進施策の促進 <評価の視点> 高速道路の利用促進施策の推進を会社に促しているか	<主要な業務実績> 1) 常磐自動車道（常磐富岡～南相馬、相馬～山元）等 193km を新規に供用した。 2) 国の補助金を活用したスマートインターチェンジ 18箇所を新規事業として協定及び業務実施計画書に追加した。（8月） 3) 協定において、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、企画割引として事前に機構に届け出ることにより割引を実施できるよう措置しており、平成 26 年度は	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 高速道路の利用促進に資するため、企画割引などの利用促進施策を推進するよう高速道路会社に促していることから、年度計画における所期の目標を着実に達成しているものとして B 評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、高速道路会社による高速道路の利用促進施策が推進されるよう、会社に対して促していく必要がある。 <その他事項> 特になし

				36件の企画割引が実施された。 4) 高速道路利便事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握した。		
--	--	--	--	------------------------------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
II-8-④	8 業務遂行に当たっての取組 ④ 調査・研究の実施											
業務に関連する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号前各号の業務に附帯する業務を行うこと。						
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー		-						
2. 主要な経年データ												
指標等 特になし	①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】					
	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
								予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148		
								決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680		
								経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185		
								経常利益（百万円）	236,511	516,429		
								行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459		
							従事人員数	83	82			
注）予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。												
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価							
内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。	内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、機構ホームページ等を通じて会社をはじめ関係機関に情報提供する。	内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、機構ホームページ等を通じて会社をはじめ関係機関に情報提供されているか	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 調査研究の実施及びその情報提供の状況 <評価の視点> 調査研究が実施され、その成果が関係機関に情報提供されているか	<主要な業務実績> 特になし <評定と根拠> 評定：B ・高速道路の交通動向に関する検討業務等、業務上必要となる調査・研究を実施した。 <課題と対応> ・特になし	<評定> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 ・次の調査報告書を発行するとともに、ホームページで公表した。 『「高速道路の社会的効用」とは－各界有識者による講話－』(8月) 『交通インフラ財源の安定的確保を目指すドイツ・ドイツ・州交通大臣会議報告書－』(2月)	<評定に至った理由> 内外の高速道路事業に等に関する調査を実施し、その成果を調査報告書としてホームページ等を通じ広く提供していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、調査・研究を実施し、その結果を広く情報提供していく必要がある。 <その他事項> 特になし						
4. その他参考情報												
特になし												

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-8-⑤	8 業務遂行に当たっての取組 ⑤ 環境への配慮					
業務に関連する政策・施策	—			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第7条第1項各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に關し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。 同条第4項各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。	
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【法人単位】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし								予算額（百万円）	4,868,857	4,658,971			
								決算額（百万円）	4,828,020	4,632,279			
								経常費用（百万円）	1,468,249	1,467,728			
								経常利益（百万円）	236,648	516,774			
								行政サービス実施コスト（百万円）	△121,176	△416,106			
								従事人員数	84	83			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
物品等の調達を行っては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に	環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。 なお、環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく「平成26年	環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。 なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく「平成26年法律第100号」に基づき「平成26年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し(4月)、特定調達品目について	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 環境物品等の調達の状況 <評価の視点> 法令等に基づき環境物品等を調達しているか	<主要な業務実績> 1)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づき「平成26年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し(4月)、特定調達品目について	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、環境物品の調達を行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、環境への負荷の低減に配慮した調達の推進に取り組む必要がある。

	<p>配慮するよう促すこと。</p> <p>第100号)に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの(特定調達物品等)を100%調達する。</p> <p>また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>	<p>度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの(特定調達物品等)を100%調達する。</p> <p>また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>	<p>では、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。</p> <p>2)会社に対して環境の保全と創出に配慮するよう促し、引き続き、各種情報の提供を図った。</p>		<p><その他事項></p> <p>特になし</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
II-8-⑥	8 業務遂行に当たっての取組 ⑥ 危機管理						
業務に関連する政策・施策	－				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条各号	
当該項目の重要度、難易度	－				関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるように体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図ること。 特に、大規模災害等により東京本部での重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部において代行する。また、会社及び関係行政機	地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。 特に、大規模災害等により東京本部での重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部において代行する。また、会社及び関係行政機	地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。 特に、大規模災害等により東京本部での重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部において代行する。また、会社及び関係行政機	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・災害時における会社及び関係機関と協力した迅速かつ的確な情報収集・伝達等の措置状況 ・大規模災害に備えた訓練の定期的な実施 <評価の視点> ・災害時に会社及び関係機関と協力し、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずるため防災体制（警戒体制28回、緊急体制1回、非常体制2回）を構築し、各地で発生した地震や台風、大雪等の各	<主要な業務実績> 特になし <評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし <防災業務計画等に定める以下の業務を実施> 1) 防災業務 ・会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずるため防災体制（警戒体制28回、緊急体制1回、非常体制2回）を構築し、各地で発生した地震や台風、大雪等の各	<評定と根拠> 評定 ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし <防災業務計画等に定める以下の業務を実施> 1) 防災業務 ・会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずるため防災体制（警戒体制28回、緊急体制1回、非常体制2回）を構築し、各地で発生した地震や台風、大雪等の各	評定 B <評定に至った理由> 災害による高速道路の通行止め状況や被災・復旧情報の収集を行うとともに、大規模災害に備えた各種訓練を実施し危機管理能力の向上に努めたことから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 平成27年度からは、主たる事務所が東京から横浜に移転したことを見越して、大規模災害時の防災訓練を実施し、大規模災害時に的確な対応がとれるようする必要がある。 <その他事項> 特になし

	<p>と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）や重要業務の継続訓練等を適宜実施することにより、迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の一層の向上を図る。</p>	<p>関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）や重要業務の継続訓練等を適宜実施することにより、迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の一層の向上を図る。</p>	<p>種災害に的確に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種災害時において、会社からの要請等に基づき、通行の禁止及び会社への必要な措置の要請を的確に実施した（自然災害等に伴う通行の禁止：209回）。 ・改正災害対策基本法の施行に合わせ、機構・道路会社間の委託契約を締結するとともに、運用に必要な手引きを作成し、権限行使のための体制を構築した。 <p>平成26年度冬期の大雪時において、会社と連携し、同法を適用して区間の指定等の道路啓閉のために必要な措置を適時適切に行つた。（5路線）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災業務を適切に行えるよう、以下のとおり防災訓練を計画的に実施し、危機管理能力の向上を図つた。 <ul style="list-style-type: none"> 》首都直下地震を想定した防災訓練（1回） 》南海トラフ地震を想定した防災訓練（2回） 》安否登録訓練、参集応答訓練（6回） <p>2) 重要継続業務</p> <p>大規模災害時に重要継続業務を適切に行えるよう、以下のとおり計画的に訓練を実施し、危機管理能力の向上を図つた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 》首都直下地震を想定した業務移行訓練 》東京本部の機能不全に備え、関西業務部における出納事務支出訓練（3回） 	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-1	1 財務体質の強化							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を收受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。	債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を收受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を收受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 収入及びコスト縮減の状況 <評価の視点> 収入の確保を図られているか、業務コストの縮減が進められているか	<主要な業務実績> ・ I-2、II-2-④及び II-2-⑦のとおり、収入の確保を図るとともに、低利で円滑な資金調達に努めるなど、業務コストの縮減を進めている。 <評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	<評定> 評定 : B <評定に至った理由> 収入の確保及び低利で円滑な資金調達に努めるなど業務コストの縮減に努めており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、収入の確保及び業務コストの縮減に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし	B		
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III—2	2 予算、3 収支計画、4 資金計画							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	2 予算（別表 1 のとおり） 3 収支計画（別表 2 のとおり） 4 資金計画（別表 3 のとおり）	2 予算（別表 1 のとおり） 3 収支計画（別表 2 のとおり） 4 資金計画（別表 3 のとおり）	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 予算、収支計画、資金計画を的確に策定しているか	<主要な業務実績> ・債務の早期な返済を進めるために、必要な予算、収支計画、資金計画を的確に策定した。	<評定と根拠> 評定：B ・債務の早期な返済を進めるために、必要な予算、収支計画、資金計画を策定している。 これらを踏まえ B 評価とする。 <課題と対応> ・特になし	評定	B	<評定に至った理由> 必要な予算、収支計画、資金計画を策定し、適切に業務を行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとして B 評定とした。 <今後の課題> 引き続き、予算、収支計画、資金計画を適切に策定し、計画に基づいた業務運営に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV	短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、難易度	一		関連する政策評価・行政事業レビュー	一				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。	一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 短期借入金の限度額の設定 <評価の視点> 短期借入金の限度額を計画どおり設定しているか	<主要な業務実績> ・一時的な資金不足等に対処するため、金融機関と当座貸越契約(限度額合計 9,600 億円)を締結した。 なお、一時的な資金不足等の事態は発生しなかったため、短期借入れは行わなかった。	<評定と根拠> 評定： - <課題と対応> ・特になし	評定	一	<評定に至った理由> - <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	該当なし。ただし、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。	道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 不要財産の適切な把握及び処分に向けた方策 <評価の視点> 不要財産が発生した場合には、売却し、債務の返済に充てているか	<主要な業務実績> ・他の公共事業等との調整の結果、高速道路事業として不要となった財産については、道路区域減を行ったうえで売却し、債務の返済に充てた。(17 件、876 百万円)	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定	B	<評定に至った理由> 発生した不要財産を処分し、債務返済に充てており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる必要がある。 <その他事項> 特になし
4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI-1	2 業務の実施について							
当該項目の重要度、難易度	一		関連する政策評価・行政事業レビュー	一				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするために、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に關係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図ること。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行うこと。	高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするために、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に關係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図る。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。	機構が実施すべき業務を厳格に実施するため、平成25年度に整備した内部規程を遵守するとともに、職員の意識啓発に引き続き取り組む。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 内部規程の遵守、職員の意識啓発等取組状況 <評価の視点> 内部規程を遵守し、職員の意識啓発を取り組んでいるか	<主要な業務実績> ・業務を厳格に実施するための仕組みとして、会社からの出向職員を出向元の会社と利益が相反する恐れがある業務（以下「特定業務」という）に携わらせる場合は、当該業務の相手方である会社を出向元とする職員以外の職員を責任者とする合議制の作業チームを構成して業務を実施することとしており、業務を厳格に行つた。また、機構掲示板を適切に更新し、職員の意識啓発に取り組んだ。なお、特定業務に係る決裁（221件）は適正に実施した。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定	B	<評定に至った理由> 特定業務について、相手方である会社を出向元とする職員以外の職員を責任者とする合議制の作業チームを構成して業務を実施する体制により業務に取り組んでおり、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、厳格な業務実施のために必要な体制整備及び職員の意識啓発に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI－2－①	3 人事に関する計画 ① 方針							
当該項目の重要度、難易度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー	－				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
職員の能力及び実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人員配置とし、職員の能力の向上を図ること。	1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制に取り組みつつ、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。	1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 <評価の視点> ・士気向上に向けた勤務実績を処遇に反映したか。 ・受講者や関連業務のニーズに合わせた職員研修計画を策定し、実行したか。 ・必要最小限の職員で効果的、効率的な業務運営がなされる人員の適正配置がされているか。	<主要な業務実績> 1) 処遇への反映 ・夏季及び年末特別手当について、役職員の勤務実績を処遇に反映した。 2) 知識及び能力の養成 ・職員研修年度計画を策定し、外部機関主催の研修に職員 30 名を参加させた。 ・研修として、H25・H26 道路法改正についての講演会（9月）、メンタルヘルス及びハラスマント対策についての講演会（1月）を開催した。 3) 人員の適正な配置 ・業務内容を踏まえ、人員の適正配置の確保を図り業務運営の効率化に努めた。 ・占用許可更新事務の増大や連結許可更新事務等に対応するため、臨時派遣職員の採用を行うなど、効率的な業務運営を行った。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 評定：B <評定に至った理由> 勤務実績の特別手当への反映、研修を通じた職員の能力向上、適正な人員配置に取り組んでおり、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、職員の業務実績の処遇への反映、職員の能力向上及び適正な人員配置に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし	B	

4. その他参考情報								
特になし								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI—2—②	3 人事に関する計画 ② 人員に関する指標							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人員	常勤職員数は、85 人を上回らないものとする		84 人	81 人				(各年度末の人員数)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。	常勤職員数を85人とし、中期目標期間中を通じて人員の抑制を図る。	常勤職員数は、85人を上回らないものとする。	<主な定量的指標> 常勤職員数は、85人を上回らないものとする。 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務運営の効率化により常勤職員数85名を上回らない体制となっているか	<主要な業務実績> ・常勤職員数が85名を上回らない体制の下で、業務を適切に実施した。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 常勤職員数が85人を上回らない体制で業務を実施していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、業務運営を効率化し、人員の抑制に努める必要がある。 <その他事項> 特になし

4. その他参考情報	
特になし	

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI—2—③	3 人事に関する計画 ③ 人件費に関する指標							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
人件費について は、政府における 総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> 総人件費削減の取組を踏まえた、人件費の見直し。 <評価の視点> 役職員の給与水準の適正化に取り組んだか	<主要な業務実績> ・平成 26 年度の職員の給与については、国家公務員に準拠して関係規程の改正を実施した。(12 月) ・また、平成 27 年度の役職員の給与について、国家公務員に準拠した関係規程の改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)を実施した。 ・給与水準の適正化に向けた取組について、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表」によりホームページにて公表を行った。(6 月)	<評定と根拠> 評定 : B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 国家公務員の給与水準に準拠するよう、必要な規程整備を行っており、適正な給与水準維持に努めていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとして B 評定とした。 <今後の課題> 主たる事務所が東京都特別区から横浜市に移転したことでも踏まえ、引き続き国家公務員と比して適正な給与水準となるよう取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI-3	4 主たる事務所の移転							
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー	一			

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
								移転時期
移転時期	当初の法定期限より可能な限り早期移転		H27.10.1	H27.3.31	—	—	—	
賃料等ランニングコスト (千円)			177,346	177,346	104,204	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
閣議決定された平成 27 年 3 月末までに主たる事務所を神奈川県に移転するため、検討を進めるとともに、必要な対応を行うこと。	閣議決定された平成 27 年 3 月末までに主たる事務所を神奈川県に移転するため、検討を進めるとともに、必要な対応を行う。	閣議決定された平成 27 年 3 月末までに主たる事務所を神奈川県に移転するため、引き続き検討を進めるとともに、必要な対応を行う。	<主な定量的指標> ・移転時期 ・賃料等ランニングコスト <その他の指標> 防災性能等の向上 <評価の視点> ・コスト縮減等による効率的な業務運営を実現しているか ・防災性能等の向上を実現しているか	<主要な業務実績> ・主たる事務所の神奈川県（横浜市）への移転については、当初の法定期限より半年前倒し実施 ・賃料等ランニングコストを従前と比較し年間約 7,300 万円（約 41%）削減するとともに、移転を半年前倒し実施しランニングコストを約 3,700 万円削減するなど、効率的な業務運営を実現 ・非常電源の導入など業務継続に必要な防災性能等の向上等を考慮し、以下を実現した。 ①横浜地区のオフィスビル市況を踏まえ、賃料等を大幅に削減した効率的な業務運営 ②災害時における業務継続に必要な防災性能等の向上等を考慮し、以下を実現した。 ・この移転により賃料等の費用（ランニングコスト）を従前と比較し年間約 7,300 万円（約 41%）削減すると共に、移転を 6 ヶ月前倒して実施したことによりランニングコストを約 3,700 万円削減した。 ・また、新事務所への	<評定と根拠> 評定：A ・移転時期は、当初の法定期限より半年前倒し実施 ・賃料等ランニングコストを従前と比較し年間約 7,300 万円（約 41%）削減するとともに、移転を半年前倒し実施しランニングコストを約 3,700 万円削減するなど、効率的な業務運営を実現 ・非常電源の導入など業務継続に必要な防災性能等の向上を実現これらを踏まえ A 評価とする。 <課題と対応> ・特になし	評定 A <評定に至った理由> 閣議決定された平成 27 年 3 月末までに主たる事務所を横浜へ移転しただけでなく、賃料等を年間 7,300 万円削減しつつ従前の事務所より防災性能の向上が図られており、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A 評定とした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> (外部有識者意見) ・事務所移転によるコスト縮減効果が示されており、高く評価できる。

				<p>移転に伴い、災害時の非常電源（72時間）の導入、低層階（5階）への入居など、業務継続に必要な防災性能等が向上した。</p> <p>・なお、移転に係る初期費用（イニシャルコスト）は約1億6,000万円かかったが、上記コスト縮減により、約2.2年で回収可能である。</p>	
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI-4	5 内部統制について							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図ること。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、	総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図る。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、	総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図る。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 内部統制の充実・強化、情報セキュリティ対策の推進状況 <評価の視点> 内部統制の更なる充実・強化が図られているか、情報セキュリティ対策を推進しているか	<主要な業務実績> ・内部統制の充実・強化を図るため、理事長は、役員会、内部統制委員会等のほか、幹部連絡会（原則毎週開催）その他隨時行われる各部門とのミーティングを通じて、業務に重要な情報を適時的確に把握するとともに、①債務の確実な返済、②会社と連携した高速道路事業の円滑な実施、③業務運営の効率性と透明性の確保をはじめとする法人のミッションの周知徹底に引き続き努めた。 ・機構のミッション達成を阻害する課題（リスク）としては、債務の確実な返済に影響を与える金利、	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 <評定に至った理由> 役員会、内部統制委員会等を活用した統制環境の整備、リスクの評価・分析を適切におこなっていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 他法人におけるセキュリティ事案が多数生じている現状を踏まえ、現状の情報セキュリティ事案に対する管理体制を改めて確認するとともに、さらなる体制強化について検討を行う必要がある。 <その他事項> (外部有識者意見) ・昨今、他法人における個人情報漏洩問題やインターネット攻撃が多数生じている現状を踏まえ、よりいっそ情報セキュリティ対策を講じるようにしてほしい。	B	

	適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	「リティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	「リティ戦略」等の政府の方針と機構の情報セキュリティポリシーを踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	交通量等の変動があるが、幹部連絡会等を活用し、これらに関する情報を常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において、債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、当該リスクへの適切な対応を行っている。 ・独法通則法の改正に基づく内部統制システムの整備に関しては、法改正の趣旨に則り業務方法書その他内部規則の改正を行い、内部統制の充実・強化を図った。 (平成 27 年 4 月 1 日施行)	
--	-----------------------	----------------------------------------	--------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI-5	6 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。	前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てる。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てているか	<主要な業務実績> ・前中期目標期間繰越積立金26億2百万円のうち、今年度は、減価償却に充てるため 62 百万円を取り崩した。（3月）	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定	B	<評定に至った理由> 前中期目標期間繰越積立金を減価償却に充てており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <今後の課題> 引き続き、前中期目標期間繰越積立金について中期計画及び年度計画に定めるところにより適切に用いられる必要がある。 <その他事項> 特になし
4. その他参考情報								
特になし								